

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会役員等報酬等支払規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第22条に規定する評議員及び役員等の報酬等の支給に関して定めることを目的とする。

（役員等）

第2条 この規程の役員等とは、本会の評議員、理事及び監事をいう。

2 常勤の役員とは、日常の業務として定款に定められた役員業務を執行している者のことをいう。

（報酬等）

第3条 この規程の報酬等とは、次の通りとする。

- (1) 理事長に対して支払う報酬及び旅費。
- (2) 常勤の役員に対して支払う報酬及び旅費。
- (3) 本会の評議員会及び理事会等に出席した非常勤の役員等に対して支払う報酬及び旅費。ただし職員として給与を受けている者を除く。

（退職手当）

第4条 退職手当は支給しない。

（報酬等支払基準）

第5条 報酬等の支払は、別表「役員等報酬等支払基準表」に定めるとおりとする。

（支払方法）

第6条 報酬等は、職務執行があったとき以降において、速やかに支払うものとする。

2. 報酬等を支払う際の具体的な方法については、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成26年7月1日一部改正。

(施行期日)

- 1 この改正は平成26年9月26日から施行する。
- 2 役員の変更する定款変更が認可(認可番号:厚生労働省発障第0926第4号、認可年月日:平成26年9月26日)されたことに伴い、次の規定中、「会長」とあるものを「理事長」にそれぞれ改める。

附 則

(施行期日)

平成29年4月1日一部改正。

附 則

(施行期日)

平成30年6月1日一部改正《別表の一部改正》

(報酬等支払基準)

第5条 報酬等の支払は、別表「役員等報酬等支払基準表」に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

令和2年7月1日一部改正 【別表の一部改正】

附 則

(施行期日)

令和2年11月27日一部改正 【別表の一部改正】

附 則

(施行期日)

令和4年4月1日一部改正 【別表の一部改正】

別表

役員等報酬等支払基準表

区 分	報 酬	旅 費
名誉理事長 理事長 副理事長	年額 12,000,000 円以内	本会の職員給与規程(通勤手当)に準じた額とする。
上記以外の役員	1 回につき 20,000 円 (税込)	旅費等の額は、本会の旅費規程により算定した額とする。
評議員	1 回につき 15,000 円 (税込) (定款第 8 条適用)	旅費等の額は、本会の旅費規程により算定した額とする。